

居宅介護支援 重要事項説明書

< 2025 年 4 月 1 日 現在 >

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

連絡先	(直通) 03-3416-7001 電話対応は 24 時間対応いたします
	(法人代表) 03-3416-3164
受付時間	月曜日 ～ 金曜日 8:30 ～ 17:30
担 当	介護支援専門員 広本 正子
	〃 松本 光正
	〃 牛ノ濱 裕美

2 当事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業「砧介護保険サービス」の概要

事業所名	社会福祉法人友愛十字会 砧介護保険サービス
所 在 地	〒157-8575 東京都世田谷区砧 3 丁目 9 番 1 1 号
介護保険指定番号	東京都 1 3 7 1 2 0 0 4 1 9 号
営 業 時 間	月曜日から金曜日 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分 〈ただし、祝日、年末年始（12 月 2 9 日～1 月 3 日）を除く〉
サービス提供地域	世田谷区全域
職 員 体 制	施設長 1 名 管理者 1 名（主任介護支援専門員兼務） 事務員 1 名 主任介護支援専門員 1 名 介護支援専門員 2 名

(2) 当法人の事業概要

法人種別・名称	社会福祉法人 友愛十字会
代表者役職・氏名	理事長 蒲原 基道
所在地	〒157-8575 東京都世田谷区砧 3 丁目 9 丁目 1 1 TEL 03(3416)3164
定款の目的に定めた事業	(第一種社会福祉事業) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、障害者支援施設の経営
	(第二種社会福祉事業) 障害福祉サービス事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所事業、福祉ホーム、一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、地域活動支援センター、障害児通所支援事業の経営

定款の公益を目的とする事業	第一作業所（書房）、身体障害者更生援護のための啓蒙普及事業、居宅介護支援事業、地域包括支援センター、港区立障害保健福祉センターの経営
---------------	--

3 利用料金

(1) 利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日世田谷区の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

居宅介護支援利用費は介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり以下のとおりです。

居宅介護支援費（Ⅰ）

取扱い件数	要介護 1・2	要介護 3・4・5
44件未満	12,380円	16,085円
45件以上60件未満	6,201円	8,025円
60件以上	3,716円	4,810円

なお、以下に該当する場合は、上記に加算されます。

加算項目	算定内容	金額
初回加算	① 新規居宅サービス計画を策定 ② 要支援から要介護へ移行時に居宅サービス計画を策定 ③ 要介護状態区分の2段階以上の変更時に計画を策定 上記いずれかに該当する場合	3,420円
入院時情報連携加算Ⅰ	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合	2,850円
入院時情報連携加算Ⅱ	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日、又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合	2,280円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院・施設等の退院・退所にあたり介護支援専門員が、職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている場合。 （※初回加算を算定する場合は適用しません）	5,130円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院・施設等の退院・退所にあたり介護支援専門員が、職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けている場合 （※初回加算を算定する場合は適用しません）	6,840円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院・施設等の退院・退所にあたり介護支援専門員が、職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けている場合 （※初回加算を算定する場合は適用しません）	6,840円

退院・退所 加算(Ⅱ)☐	病院・施設等の退院・退所にあたり介護支援専門員が、職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによる場合（※初回加算を算定する場合は適用しません）	8,550円
退院・退所 加算(Ⅲ)	病院・施設等の退院・退所にあたり介護支援専門員が、職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる場合 （※初回加算を算定する場合は適用しません）	10,260円
通院時情報 連携加算	病院又は診療所において医師の診察を受ける際にケアマネジャーが同席し医師に情報提供を行い、かつ医師より情報提供を受けた場合	570円
緊急時等居 宅カンファ レンス加算	病院または診療所の求めにより、当該病院に又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	2,280円
ターミナル ケアマネジ メント加算	利用者又はその家族の同意を得られ、かつ24時間の連絡体制の確保必要に応じた指定居宅介護事業を行う体制が整備されている場合	4,560円
特定事業所 加算Ⅰ、Ⅱ 及びⅢ、A	事業所が中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している「特定事業所」としての要件を満たした場合	Ⅰ 5,916円 Ⅱ 4,789円 Ⅲ 3,682円 A 1,299円
特定事業所 医療介護連 携加算	特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを取得しており、かつ厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	1,425円

・以下のような場合は、所定利用料の100分の50に相当する額を算定します。また、これが2ヶ月以上継続している場合は算定しません。

- イ) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を記した文章を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得ていない場合。
- ロ) 居宅サービス計画の新規作成及び変更にあたり
- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない。
 - ② サービス担当者会議の開催等を行っていない。
 - ③ 居宅サービス計画の原案を利用者又はその家族に説明し、文書による同意を得た上で利用者及び担当者、主治の医師等に交付をしていない。
- ハ) 居宅サービス計画を新規に作成した場合及び要介護認定の更新・変更認定を受けた際に、サービス担当者会議を行っていない場合
- ニ) 居宅サービス計画の作成後のモニタリングにあたり
- ① 特段の事情がなく、1か月に1度利用者の居宅を訪問し、利用に面接していない。
 - ② モニタリングの結果を記録していない状態が1ヶ月以上継続している場合。

・事業所において居宅サービス計画に位置づけられた居宅サービスのうち、正当な理由なく特定の事業者（指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与、指定地域密着型通所介護）の割合が80%以上である場合、2,280円減算されます。

- ・事業所の所在する建物、同一敷地内、隣接する敷地内に居住する利用者のうち、1月当たり20人以上居住する場合は、所定単位数の95%の算定をいたします。

- ・法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1ヶ月あたりの料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日世田谷区の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

(2) 交通費

通常の事業実施地域（世田谷区）以外の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した費用については、次のとおりいただきます。

電車・バス等	実費
自動車等	地域の境界から1kmあたり片道10円

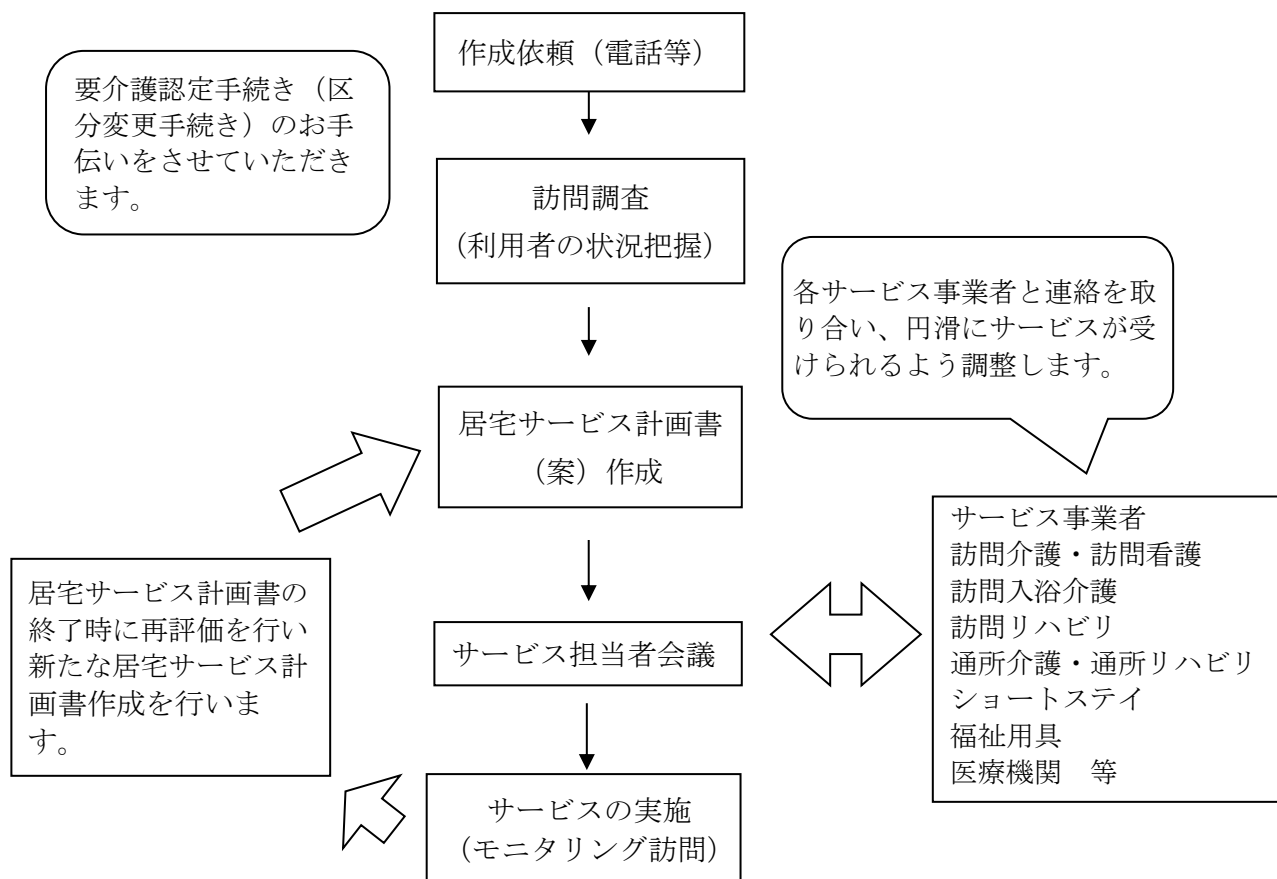
(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

4. サービスの利用方法

お電話等でお申し込みやご相談後、当事業所職員がご自宅等へお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

5. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



6. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- (1) サービス提供事業所の紹介につきましては、利用者の希望に基づき複数事業所の紹介を行うことができます。なお、利用者は当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を確認することができます。また、集合住宅居住者において、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の居宅サービス事業所のみをケアプランに位置付けることをいたしません。介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス、福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の多様な主体等が提供する生活支援のサービスを包括的に提案いたします。
- (2) 介護支援専門員はサービス開始後、サービス提供事業所が作成する「個別サービス計画書」を基に連動性や整合性の確認をいたします。
- (3) 介護支援専門員は、実施状況の把握（モニタリング）のため、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者とは面接を行います。またモニタリングの結果を記録していきます。
ただし、下記の内容で実施が可能な場合は、2月に1回のモニタリングとなる場合があります。
 - ・利用者の同意を得ていること。
 - ・サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - i 利用者の状態が安定していること。
 - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）
 - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること
- (4) サービス開始後に心身又は生活上の状況に係る情報において主治の医師、歯科医師、薬剤師等との連携が必要な場合は、お客様の同意を得て主治の医師等に情報提供をいたします。
- (5) 医療系サービス利用を希望される場合は、お客様の同意を得て主治の医師等に意見を確認いたします。作成した居宅サービス計画書は医師等へ交付いたします。
なお、サービス開始後、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合は、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先へご連絡ください。
- (6) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は【重要事項説明書 別紙】のとおりです。

7. 虐待防止のための措置

利用者への虐待の疑い、虐待が確認された場合は、地域包括支援センター、主治医、区市町村の担当窓口等に相談し、利用者の人権擁護、虐待の防止を図ります。

8. サービスの終了

利用者のご都合でサービスを終了する場合、文書でお申し出下さればいつでも解約できます。また、下記の場合にもサービスの終了となります。

① 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

- ② 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
- ・利用者が介護保険施設、有料老人ホーム等の特定施設に入所した場合
 - ・小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所へ移行した場合
 - ・認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護等へ入所した場合
 - ・利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援１・２と認定された場合
 - ・医療機関施設等に入院した場合
 - ・利用者が死亡した場合

③ その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為や著しい迷惑行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

9. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 事業所の職員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
- ② 事業の実施にあたっては、世田谷区、地域の「あんしんすこやかセンター」、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者等との連携を図ります。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

当事業所では、居宅介護支援システムに「福祉の森 FUTURE」システムを使用しています。「福祉の森 FUTURE」は、全社協・在宅版ケアプラン作成方法検討委員会作成の「居宅計画ガイドライン」のアセスメントに準拠し、「身体機能面」だけでなく、「精神心理面」「社会環境面」を加えた３つの側面から要介護者等の状況を捉えます。

また、介護支援専門員は年１回以上の研修等へ参加し自ら質の評価を行い、資質の向上を図っています。

10. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

また、担当介護支援専門員の変更は可能です。変更を希望される場合はお申し出ください。

担当	砧介護保険サービス	管理者	広本 正子
電話	０３（３４１６）７００１（直通）		
	０３（３４１６）３１６４（代表）		

(2) その他の相談先

・東京都国民健康保険団体連合会	介護相談窓口担当	03 (6238) 0177
・(砧地域の方)	砧総合支所 保健福祉課	03 (3482) 8193
・(玉川地域の方)	玉川総合支所 保健福祉課	03 (3702) 1894
・(世田谷地域の方)	世田谷総合支所 保健福祉課	03 (5432) 2850
・(烏山地域の方)	烏山総合支所 保健福祉課	03 (3326) 6136
・(北沢地域の方)	北沢総合支所 保健福祉課	03 (6804) 8701

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者所在地	東京都世田谷区砧 3-9-11
名称	社会福祉法人友愛十字会 砧介護保険サービス
説明者 所属	砧介護保険サービス
氏名	<u>介護支援専門員</u> 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意し交付を受けました。

年 月 日

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 続柄 印